1-7. 那覇市議会正副議長選挙に関する要綱

平成 25 年 5 月 24 日 議 長 決 裁

改正 平成 29 年 7 月 6 日 議長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第18 条第2項に規定されている議長及び副議長選出の明確化を図るため、議長選 挙及び副議長選挙において、所信表明の機会(以下「所信表明会」という。) を設けることについて規定する。

(就任希望の申出)

- 第2条 議長又は副議長への就任を希望する者(以下「就任希望者」という。)は、 所信表明申出書(様式第1号)を、選挙を行う臨時会等の招集日の午前9時ま でに、議会事務局長に提出するものとする。
- 2 前項の規定により所信表明の申出を行った就任希望者が、当該申出を撤回するときは、所信表明申出撤回届(様式第2号)により、所信表明会の開催までに、議会事務局長に届け出なければならない。
- 3 就任希望者は、議長選挙及び副議長選挙の所信表明を重複して申し出ることはできないものとする。

(所信表明会の開催)

- 第3条 所信表明会は、議長選挙及び副議長選挙が行われる前に、本会議場に おいて開催するものとする。なお、所信表明会は日程事項としない。
- 2 所信表明会は、公開で行うものとする。
- 3 所信表明は、演壇より行うものとする。
- 4 所信表明会における発言時間は、就任希望者1人当たり10分以内とする。
- 5 所信表明の順序は、所信表明申出書の提出順とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

IN PUNI TO UNI	- >14 >14 -	7 124 1	/1./								
		所	信	表	明	申	出	書			
									年	月	日
		様									
		就任希望者氏名 (所属会派									印、
)
那覇市議いので申し		副議	長)	選挙	就任	希望	君と	として	、所信表	き明 を行	いた

			所	信	表	明	申	出	撤	口	届			
												年	月	日
				様										
							氏名							
)							
	日沙山		月	日	に提	出し	た、	所信	言表明	明の「	申出。	を撤回	したい	ので
	届け出る	¥ 9 °												
1														